

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年（2026年）1月26日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

- 1 件名
使用水量のお知らせ 一式
- 2 納入場所
下関市上下水道局お客さまサービス課（1階）
- 3 仕様等
別紙「仕様書（電算帳票用）」のとおり
- 4 納入期限
令和8年3月31日
- 5 入札条件
本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「印刷製本」中、営業品目（小分類）の「フォーム印刷」に登録されていること。
 - (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）をファクシミリを使用して提出すること。（FAX番号083-231-3338）

7 申請書提出期間

令和8年1月26日（月）午前9時から

令和8年1月30日（金）午後5時まで

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年2月2日（月）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX番号083-231-3338）

質問の期限は、令和8年2月4日（水）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

10 契約条項を示す場所及び日時

（1）契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

（2）日時

令和8年1月26日（月）午前9時から

令和8年1月30日（金）午後5時まで

11 入札日時等

（1）入札日時 令和8年2月6日（金）午前10時00分

（2）入札場所 下関市上下水道局 入札室

12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

14 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に課税部分の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の課税部分の110分の100に相当する金額に非課税及び不課税部分の金額を加算した金額を記載すること。

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

仕様書(電算帳票用)

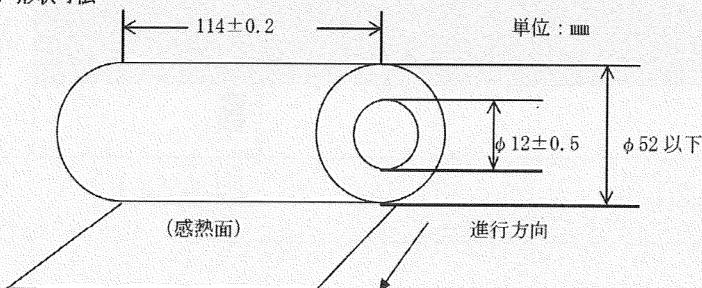
※購入(修繕)伺書の明細・規格欄と同じ記入をすること

帳票名	使用水量のお知らせ				数量 4,500 卷
サイズ	T(たて) (114) mm		Y(よこ) (180) mm		
1枚目	紙質	感熱記録紙(ロール紙)		紙厚	102 μ m
	印刷	片面	() 色	○ 両面	表(1) 色/裏(1) 色
2枚目	紙質			紙厚	
	印刷	片面	() 色	両面	表() 色/裏() 色
3枚目	紙質			紙厚	
	印刷	片面	() 色	両面	表() 色/裏() 色
4枚目	紙質			紙厚	
	印刷	片面	() 色	両面	表() 色/裏() 色
加工	ミシン	○	(2) 工数	\times (1) 枚	
	ジャンプミシン		() 工数	\times () 枚	
	コーナーカット		() 工数	\times () 枚	
	パンチ(穴)		() 工数	\times () 枚	
	コレート(のり)		() 工数	\times () 枚	
	紙ホッチキス		() 工数	\times () 枚	
	ドライシーラー		() 面	*両面は2面と記入	
	カーボン		() 枚		
	減感		() 枚		
	断裁				
	折り	2つ折り	3つ折り	その他 ()	
	ナンバー(一般)	() ~ ()			
	ナンバー(OCR)	() ~ ()			
	表紙・製本	() 枚(部) / 冊 *ホッチキス等により冊子の状態にしたい場合に記入			
イラスト等	○ 有			無	
	※「有」の場合は別紙「写真・イラスト等の提供方法について」を添付すること。また原稿にはどのイラスト等が入るか番号等つけて識別できるようにすること。				
原稿	○ 紙				データ
	「データ」の場合	すべてデータで作成		一部データで作成 ※紙原稿の部分をその他欄に記入すること。	
	「データ」部分について	作成したソフト ()			
		提供の方法	CD () 枚		
			その他 () () 枚		
紙質に採用する仕様	再生紙を	使用する		使用しない	○ 問わない
	「使用する」場合	古紙含有率	() %	() %以上	問わない
原稿引渡し	○ 落札業者決定後すぐに	原稿が確定する令和 年 月 日までに引渡し			
事前協議	○ 要 担当者 (坂本)	・ 担当者所属部所(お客さまサービス課)			不要
校正	担当者 (坂本)	・ 担当者所属部所(お客さまサービス課)			
その他	箱に金具を使用しないこと。 感熱紙の仕様は「アイマーク仕様」のとおり。 詳細は別紙使用水量のお知らせレイアウトのとおり。色は表裏が黒の一色。 表面にオーバーコートを施すこと。加工場所については、別途指示いたします。 ユニボイス有のため「切り欠き加工」が1か所有(レイアウトのとおり) ミシン目加工については、マイクロミシンとする。 ユニボイス対応のため、メーカー認定紙を使用「アイマーク仕様」参照。 表面偽造防止印刷改ざん防止加工(マイクロ文字)を施すこと。印字場所等については、別途指示いたします。 ロール紙の最後数枚に赤ラインを入れること。(エンドマーク) 包装は、一巻(100枚)毎にビニール包装とし感熱用紙の品質を保証し得るものとする。 落札業者は、SP650(VI)(プリンタ名称)での印字テスト用の用紙の納品をお願いします。 印字テスト用の納品数は、アイマークを印字したもの3巻とする。 契約の履行に際し、必要がある場合は第三者の特許権、実用新案権等の権利の許諾を得ること。 履行期限は、契約締結日から令和8年3月31日まで。				

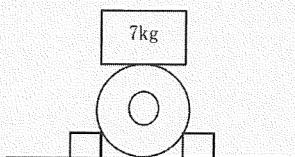
1. 基本仕様

- (1) 用紙種類 3種類 下記 認定用紙一覧を参照
 (2) 用紙幅 $114 \pm 0.2 \text{ mm}$
 (3) 用紙ピッチ 納入先仕様による (標準 $180 \text{ mm} / \text{シート}$)
 (4) 用紙長 32.40 m 以下・ $180 \text{ mm} \times 180 \text{ 枚}$ 相当 (紙厚 $60 \mu \text{m}$)
 (5) ロール紙外径 19.80 m 以下・ $180 \text{ mm} \times 100 \text{ 枚}$ 相当 (紙厚 $102 \mu \text{m}$)
 (6) ロール紙内径 $\phi 52 \text{ mm}$ 以下 但し外径変形量 1 mm 以下
 (7) 用紙厚 $\phi 12 \pm 0.5 \text{ mm}$ (巻き芯なし)
 (8) アイマーク 下記 認定用紙一覧を参照
 裏面に黒色を使用し印刷、濃度は P C S 値 85% 以上とする
 マクベス濃度計 P C M - II 型またはマイクロリフレクタンスマーテー MR - 12 (フィルタ C) にて測定すること
 通常ミシン
 ピッチ寸法にてカット部分と繋ぎ部分の比率を $3:1$ とする
 基本寸法は以下の 2 種類とする
 カット部 1.5 mm 繋ぎ部 0.5 mm
 カット部 2.4 mm 繋ぎ部 0.8 mm
 マイクロミシン
 カット部 0.20 mm 繋ぎ部 0.15 mm
- (10) 用紙巻き方向 感熱面裏巻き

2. 形状寸法



- (1) 巻き始めは、コアレス (巻き芯なし) とする
 (2) 有効票
 (a) 1 アイマーク
 用紙の使い始め 1 枚、最後の 1 枚は無効票とし、残りを有効票とする
 (b) 2 アイマーク
 用紙の使い始め 4 枚、最後の 1 枚は無効票とし、残りを有効票とする
 ※用紙厚 $102 \mu \text{m}$ 未満の用紙については、アイマーク数に関係なく最後の 3 枚は無効票とする
 (3) 巻き硬さ
 ロール紙の表面に 7 kg の加重を 10 秒掛け、外径変形量が 1 mm 以下であること



- (4) ロール紙の巻きサイドにシワ等がないこと
 (5) ロール紙の巻きズレは $\pm 0.2 \text{ mm}$ 以内とする

認定用紙一覧

音声コード Uni-Voice (切り欠き加工) 対応品

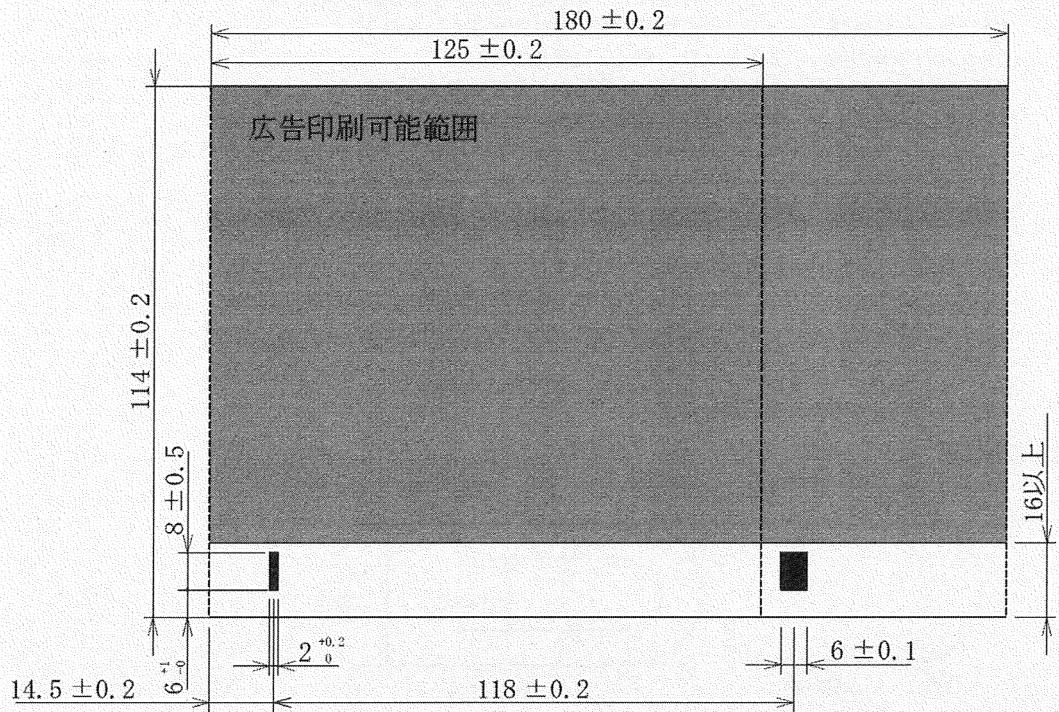
型番	用紙厚	製造メーカー (五十音順)
HKO-100KOV	$102 \pm 5 \mu \text{m}$	小林クリエイト株式会社
HKO-100VO	$102 \pm 5 \mu \text{m}$	小林クリエイト株式会社
NTC-100CU	$102 \pm 5 \mu \text{m}$	株式会社中川製作所

広告プレ印刷面 【アイマーク仕様(裏面)】

3 アイマーク仕様 (一般紙及び払込用紙)

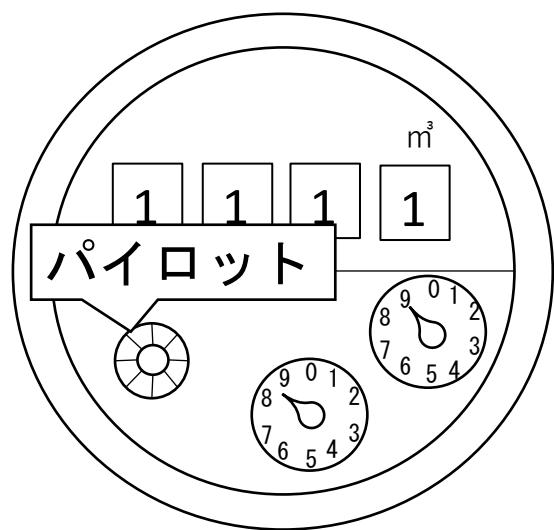
← 進行方向

(単位: mm)



写真・イラスト等の提供方法について

提供する写真等について					印刷物に入る時の状態		
	状態	色数	サイズ	写真等の概要	識別番号	サイズ	色数
1	イラスト	単色		指定工事店QRコード		別添レイアウトの とおり	単色
2	イラスト	単色		水道メータ		別添レイアウトの とおり	単色
3	イラスト	単色		転入・転出(口座振替) QRコード		別添レイアウトの とおり	単色
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							



転入・転出（口座振替）ページの QR コード



指定給水装置工事事業者一覧ページの QR コード



使用水量のお知らせ（ロール紙）裏面 印刷可能範囲 原稿

漏水等の修繕はお早めに
水道メータから宅地側の給水装置及びメータボックスの修繕は、
お客様の費用負担となります。
漏水は放置すると高額な料金になります。また、宅地内が陥没するなど二次被害のおそれがありますので、早めの修繕をお願いします。

なお、修繕はQRコードから下
関市上下水道局指定給水装置工事
事業者をご確認の上ご相談ください。

※「QRコード」は株式会社
デンソーウエーブの登録商標
です。

漏水の確認方法

- ①水道のじや口を全部閉めます。
- ②水道メータのパイロットの
回転を確認してください。

※回転していれば
漏水の疑いが
あります。

お問い合わせ先
お客様サービス課
TEL083-231-3118

◎お引越しの際は、お早めにご連絡ください
水道の使用開始・中止の手続きはQRコードからご確認ください。（※インターネット受付可）
お電話での手続きは、お客様サービス課TEL083-231-3117まで

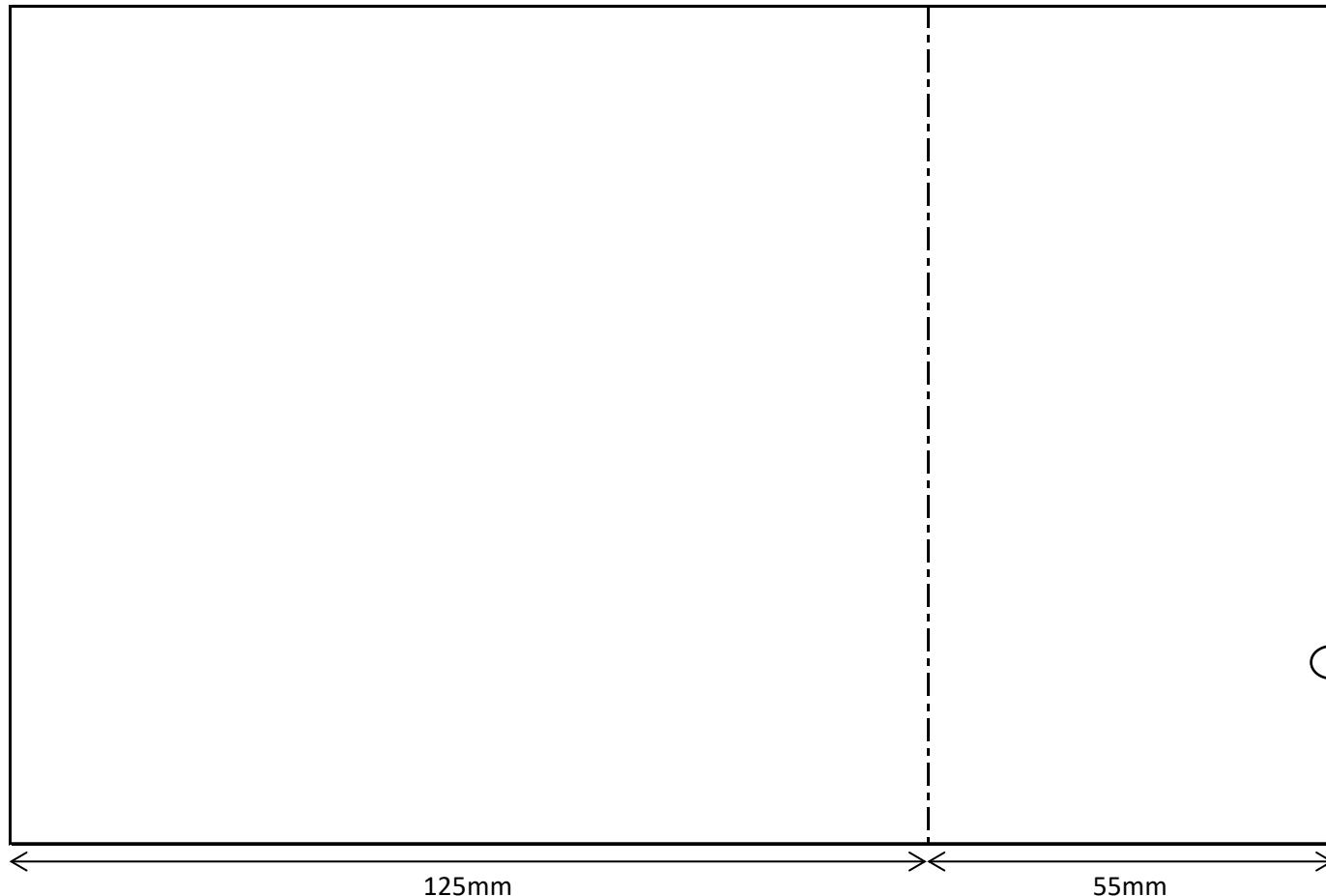
◎お支払いは便利な口座振替をご利用ください。

詳しくは、こちらから
口座振替のお申込み方法はQRコードからご確認ください。
お申込み後に納入通知書が届いた場合は、次回請求分からの
口座振替となります。お手数ですが納入通知書でお支払いください。

◎下水道使用料の不服申立て（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1)審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

印刷可能範囲



(レイアウト)現地発行納付書(表)